

令和4年度 天白まちづくり協議会

書面表決資料一式



中道町のひまわり畑

総 会 資 料（書面表決）

■ 議事

1. 第 1 号議案 令和 3 年度 事業報告について
2. 第 2 号議案 令和 3 年度 収支決算について
3. 第 3 号議案 令和 4 年度役員・監査委員の選出並びに承認について
4. 第 4 号議案 令和 4 年度事業計画（案）について
5. 第 5 号議案 令和 4 年度予算（案）について

令和3年度 事業報告

部会名	内容	実施時期・参加人数
総務部	総会	4月17日書面表決
	天白まち協だより発行	5.6.8.9月号
	天白だより発行	10.11.12.1.2.3月号
	定例役員・理事会	5月15日・6月12日・7月10日・※8月9月中止 10月9日・12月11日・1月15日・2月19日
	役員・理事・専門委員合同会議	4月24日・11月13日・3月12日
	防犯灯のLED化及び設置	4月～5月
	天白祭り	※中止
	天白小卒業記念品の贈呈	3月15日(4年生～6年生250名)
	ふるさと応援記念事業(月本追分道標への案内看板設置計画)	2019年～5年間(基金内積立)
健康福祉部	健康講座	第1回6月24日(8名)※第2回3回中止
	ふれあい交流会「ハゼ釣り交流会」	11月20日(40名)
	天白地区敬老事業	9月75歳以上の方へ記念品の発送(592名)
	ふれあいいきいきサロン	通年
	天白小秋のふれあい祭り	※10月中止
環境美化部	碧川の清掃作業	7月11日(11名)・9月21日(5名) 1月22日(6名)
	碧川自然鑑賞会	11月27日(72名)
	クリーン作戦	6月13日(403名)
	天白海岸清掃	6月6日(37名)・11月7日(36名)
	カーブミラー清掃	3月各自治会で実施
防犯防災部	避難訓練	※10月中止
	避難訓練に代わって防犯グッズを天白小全児童へ配布	9月(478名)
	松阪市臨海地域防災ネットワーク活動	※中止
公民館部	健康料理教室	4月14日(12名)5月12日(18名)6月9日(17名) 7月14日(14名)8月11日(17名)※9月18日中止 10月13日(19名)11月10日(16名)12月8日(18名) 1月12日(18名)※2月19日中止 3月9日(17名)
	親子教室	第1回7月4日(11名) ※第2回9月4日中止 ※第3回10月2日中止 第4回12月11日(12名) ※第5回1月29日中止 ※第6回2月26日中止
	七夕会「壁掛け笹飾り作り」	6月27日(20名)
	子どもわくわく広場「Xmas会」	12月24日(30名)
	ポッチャ体験会	10月23日(9名)12月25日(12名)※1月22日中止
	体験教室「五桂池みかん狩り&健康ウォーキング」	11月11日(20名)
	しめ縄作り	12月16日(17名)
	手作り教室「ミニ蕨ぼうき作り」	※2月17日(事務局で実施)
	田舎あられ作り(公民館で作ったものを渡す)	1月26日(17名)
	たこ作り・たこ揚げ大会	12月18日(28名)1月8日(65名)
天白ふれあいフェスタ	※2月4日～5日中止	

※新型コロナウイルス感染防止の為に中止

令和3年度 収支決算書

収入 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	備 考
繰越金	998,849	998,849	
会費	840,000	846,600	1戸400円 (アパート戸数割分含む)
住民自治協議会活動交付金	2,500,000	2,050,000	天白祭り中止により返納(300,000円11月10日)天白フェスタ中止により返納(150,000円見込)
助成金	535,880	425,920	上半期地域福祉活動推進事業助成金90,000 小地域福祉活動団体助成金172,920 小地域福祉活動助成金163,000
利子	17	19	
雑収入	71,000	89,000	参加者負担金
合 計	4,945,746	4,410,388	

支出 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	備 考
事業費	3,216,000	1,816,168	
総務部	1,100,000	570,000	防犯灯510,000 天白小卒業記念品60,000
健康福祉部	1,143,000	521,675	敬老事業400,029 ふれあいいきいきサロン81,000 ふれあい交流会40,646
環境美化部	160,000	162,493	碧川の草刈り清掃50,000 クリーン作戦67,682 海岸清掃44,811
防犯防災部	93,000	86,638	防犯啓発活動86,638
公民館部	720,000	475,362	料理教室94,294 親子教室7,159 セブ会34,567 わくわく広場50,401 体験教室24,000 しめ縄作り14,859 あられ作り16,110 手作り教室2,200 たこ作り・たこ揚げ大会104,188 天白フェスタ43,467 公民館保険84,117
事務用品費	100,000	134,004	インク・コピー用紙他
事務人件費	735,000	842,400	住民自治協議会の組織が大きく変わり事務量の増加による
通信費	100,000	56,430	インターネット通信費・ハガキ・切手
物品購入費	70,000	77,000	レーザープリンター・インクジェットプリンター
活動費	70,000	14,000	
予備費	654,746	136,758	スタッフTシャツ・スポーツ用品他
合 計	4,945,746	3,076,760	

(収入)4,410,388円-(支出)3,076,760円=1,333,628円
差引残高1,333,628円は、次年度へ繰り越します。

【会計監査報告】

令和3年度会計収支決算について監査の結果、関係帳簿・証拠書類ともに正確であり、適正に執行されていたことを認めます。

令和4年4月2日

監査委員

瀬 石 一 彰



監査委員

伊 藤 正 利



令和4年度 役員・監査委員 (案)

[役員]

役 職	氏 名	備 考
会 長	前 田 和 典	
副 会 長	田 上 勝 典	
	安 井 史 郎	
書 記	朝 倉 隆 博	
会 計	伊 藤 敬 郎	新 任

[監査委員]

役 職	氏 名	備 考
監 査 委 員	瀬 古 一 彰	
	伊 藤 正 利	

令和4年度 事業計画(案)

部会名	内容	実施時期・回数
総務部	総会	4月
	地域計画の策定発行	4月
	天白だより発行	随時
	定例役員・理事会	随時
	役員・理事・専門委員合同会議	随時
	防犯灯のLED化及び設置	4月～5月
	天白祭り	1回/年
	ふるさと応援記念事業(月本追分道標への案内看板設置計画)	2019年～5年間(基金内積立)
健康福祉部	健康講座	3回/年(6月・10月・2月)
	ふれあい交流会	11月上旬
	天白地区敬老事業	9月
	ふれあいいきいきサロン	通年
	天白小秋のふれあい祭り	10月
	天白小卒業記念品の贈呈	3月
環境美化部	碧川の清掃作業	3回/年(5月・7月・11月)
	碧川自然鑑賞会	2回/年(7月・11月)
	クリーン作戦	6月12日(日)
	天白海岸清掃	6月5日(日)・11月6日(日)
	カーブミラー清掃	3月各自治会で実施
防犯防災部	避難訓練	10月
	松阪市臨海地域防災ネットワーク活動	随時
自治会部	自治会長会議	随時
	研修会	2回/年
公民館部	健康料理教室	12回/年(毎月第2水曜日)
	こども教室	12回/年
	体験教室	1回/年
	七夕会	6月または7月
	しめ縄作り	12月
	田舎あられ作り	1月
	たこ作り・たこ揚げ大会	12月・1月
	天白ふれあいフェスタ	2月

令和4年度 予算(案)

収入

(単位:円)

項目	予算額	備考
繰越金	1,333,628	
会費	850,000	400×2,125戸
住民自治協議会活動交付金	2,639,000	
助成金	508,920	社会福祉協議会助成金 松阪市地域防災活動推進助成金
利子	19	
雑収入	90,000	参加者負担金
合計	5,421,567	

支出

項目	予算額	備考
事業費	3,421,000	
総務部	1,220,000	地域計画印刷150,000 天白だより発行100,000 防犯灯520,000 天白祭り450,000
健康福祉部	1,156,000	健康講座5,000 ふれあい交流会540,000 敬老事業410,000 いきいきサロン81,000 天白小秋のふれあい祭り60,000 天白小卒業記念品60,000
環境美化部	170,000	碧川の草刈り・清掃50,000 クリーン作戦70,000 海岸清掃50,000
防犯防災部	100,000	避難訓練90,000 臨海地域防災活動10,000
自治会部	65,000	会議10,000 研修会55,000
公民館部	710,000	料理教室120,000 こども教室100,000 体験教室30,000 七夕会40,000 しめ縄作り20,000 あられ作り20,000 公民館保険80,000 たこ作り・たこ揚げ大会100,000 天白ふれあいフェスタ200,000
事務用品費	100,000	事務用品・コピー使用料
事務人件費	921,600	住民自治協議会の組織が大きく変わり事務量の増加による
通信費	80,000	切手・ハガキ・インターネット使用料
物品購入費	220,000	紙折り機
活動費	70,000	
予備費	608,967	
合計	5,421,567	

※項目間の適宜流用を認める

天白まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、天白まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(区域)

第2条 本協議会の区域は、天白小学校区（以下「天白校区」という）とする。

(会員)

第3条 本協議会の会員は、天白校区に居住する住民及び事業活動を展開する団体並びに事業所を構成会員とする。

(事務局)

第4条 本協議会の事務局は、松阪市曾原町872番地 三雲地域振興局内（以下「事務局」という）に置く。

(目的)

第5条 本協議会は、会員のまちづくり意識の高揚を図り、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な地域づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第6条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連携に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(組織構成)

- 第7条 本協議会は、総会並びに役員会、理事会、専門部会等（以下「部会」という）により組織する。
- 2 理事、専門委員を選出する各自治会、各種団体並びに学識経験者等の人数については、細則により定める。
 - 3 代議員は、各自治会より選出し、人数については細則により定める。
 - 4 理事、専門委員、代議員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠の理事、専門委員、代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第8条 総会は、本協議会の最高議決機関であり、毎年1回開催し、次のことを議決する。なお、理事、専門委員の過半数が必要と認めた場合には、臨時に総会を開催することができる。また、代議員の3分の2以上の要求があった場合にも開催できる。
- (ア) 事業報告並びに事業計画に関すること。
 - (イ) 決算の承認並びに予算の決定に関すること。
 - (ウ) 役員会の承認に関すること。
 - (エ) 地域計画の策定に関すること。
 - (オ) その他、協議会の運営や重要事項の決定に関すること。

(総会の成立・議決)

- 第9条 総会は、代議員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 3 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(役員会)

- 第10条 役員会は、協議会全体を統括する立場から、会長、副会長、書記、会計、各部会の部長をもって構成する。
- 2 役員会は、総会や理事会、部会に提出する議案を協議作成し、協議会の円滑な運営を目指すものとする。
 - 3 役員会は、理事会並びに部会から提出された案件について審議する。
 - 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会にはかり、合意を得て執行することができる。

(理事会)

- 第11条 理事会は、理事で構成し、役員会により提示された内容について審議、検討する。
- 2 理事会は、部会に付託する内容について検討し、決定することができる。

(専門部会)

- 第12条 部会は、専門委員と理事で構成し、各部会の行事計画、必要経費等を立案するとともに、総会において決定された事業を実施する。
- 2 部会は、役員会、理事会より提示された内容について審議、検討、実施することができる。
 - 3 本協議会には、次の部会を設置し、正、副部長を置く。
(1) 総務部 (2) 健康福祉部 (3) 環境美化部 (4) 防犯防災部
(5) 自治会部 (6) 公民館部
 - 4 部会の増減は、必要に応じてできる。
 - 5 各部会は、部長が招集する。
 - 6 自治会部は、基本協定書に関すること。

(役員)

- 第13条 本協議会は、次の役員を置く。
会長 1名 副会長 2名 書記 1名 会計 1名
- 2 役員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期中に欠員が生じた場合は、役員の重複を妨げない。

(役員を選出)

- 第14条 役員は、理事会により選出し、総会において承認を得る。

(役員職務)

- 第15条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 書記は、本協議会の運営及び活動に伴う会議録作成事務等を担当する。
 - 4 会計は、本協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務等を担当する。

(顧問)

- 第16条 本協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が必要と認めるとき、推薦し理事会で承認を得るものとする。

(監査)

- 第17条 本協議会に監査委員を置く。監査委員は2名とする。
- 2 監査委員は、会員の中より役員会で指名推薦し、総会において承認を得る。
 - 3 監査委員は、本協議会の運営及び決算等、その執行状況について監査し、評価を行う。
 - 4 監査は、会計年度終了後に実施し、総会において監査結果を報告する。
 - 5 監査委員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

- 第18条 本協議会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 第19条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第20条 会則改廃の必要が生じた時は、理事会で協議し、総会に提案し承認を得る。

(役員報酬等)

第21条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。活動費として支給する。その額については細則に定める。

(細則)

第22条 会則の施行について、細部の必要事項は細則で定める。

附則

この会則は令和3年4月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

天白まちづくり協議会細則

(総会)

第1条 総会の議長は、構成会員より選出し、議事録署名委員（2名）は、議長が指名し委嘱する。

(理事・専門委員・代議員の選出)

第2条 理事の選出は、各自治会並びに各種団体の代表、学識経験者により選出する。選出する理事の人数は、別表1に定める。

第3条 専門委員は、各自治会並びに各種団体より選出された者とする。選出する専門委員の人数は、別表1に定める。

第4条 代議員は、各自治会より選出された者とする。選出する代議員の人数は、別表1に定める。

(細則の改廃)

第5条 細則の改廃は、理事会において行うことができる。

(事務局職員)

第6条 本協議会の事務局に事務職員を置くことができる。

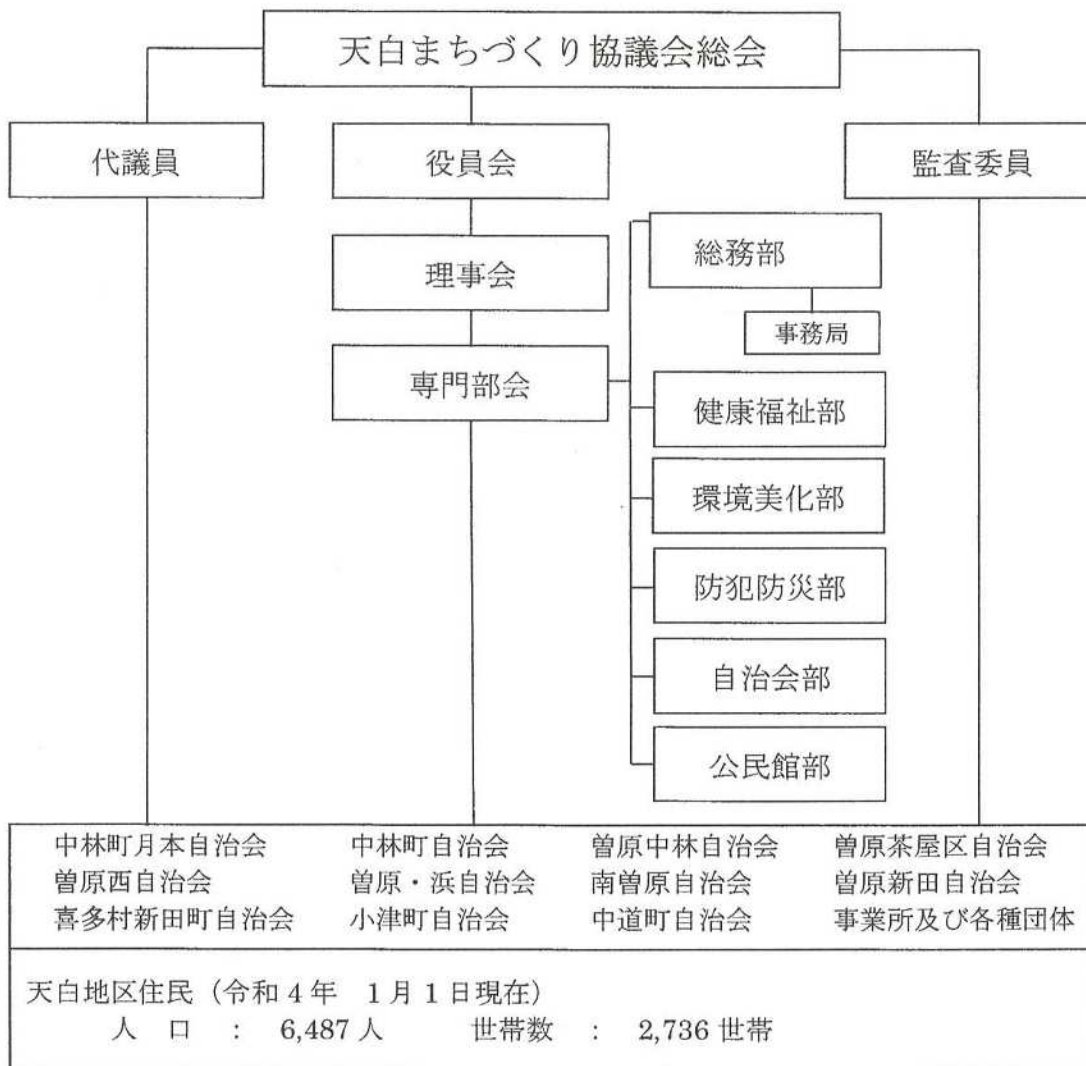
(活動費)

第7条 役員・理事・専門委員が事業活動のため管外（旧三雲町外）に出向いた場合は、活動費として1回1000円を支給する。

県外に出向いた場合は、使用した公共交通機関の実費を支給する。

(組織図)

第8条 本協議会の組織図は、次の通りとする。



令和3年4月1日改正

理事、専門委員、代議員を選出する人数の基準

1. 理事について

会則第7条第2項並びに細則第2条により選出する。各自治会並びに各種団体の代表、学識経験者より選出される人数は、各自治会1名、各種団体1名、並びに学識経験者は若干名とする。(別表1を参照)

2. 専門委員について

会則第7条第2項並びに細則第3条により選出する。各自治会並びに各種団体より選出される人数は、1～2名とし、300世帯以上の自治会は2名とする。

3. 代議員について

会則第7条第3項並びに細則第4条により選出する。その人数は、各自治会の世帯数により定める。

世帯数	代議員数
30～100	2名
101～200	3名
201～300	5名
300～	7名

別表1

No	団体名	理事	専門委員	代議員	備考
1	中林町月本自治会	1	2	7	
2	中林町自治会	1	1	5	
3	曾原中林自治会	1	1	3	
4	曾原茶屋区自治会	1	1	3	
5	曾原西自治会	1	1	2	
6	曾原・浜自治会	1	2	7	
7	南曾原自治会	1	1	3	
8	曾原新田自治会	1	1	2	
9	喜多村新田町自治会	1	1	2	
10	小津町自治会	1	1	5	
11	中道町自治会	1	2	7	
12	消防団	1	1	—	
13	三雲南保育園P	1	0	—	
14	三雲南幼稚園P	1	0	—	
15	天白小学校P	1	0	—	
16	天白松寿会	1	1	—	
17	身体障がい者福祉会	1	0	—	
18	民生・児童委員協議会	1	1	—	
19	青少年健全育成協議会	1	0	—	
20	食生活改善推進協議会	1	1	—	
21	天白小学校	1	1	—	
22	天白公民館	1	1	—	
23	天白マリン倶楽部	1	0	—	
24	碧川の自然・環境を守る会	1	0	—	
25	いなづま会	1	0	—	
26	学識経験者	若干名	0	—	

令和4年度 天白まちづくり協議会理事・専門委員名簿

自治会・団体名	理 事	専 門 委 員
中林町月本自治会	前田 和典	前田 毅
		松島 護
中林町自治会	森川 英	長井 茂樹
曾原中林自治会	田中 順一	岡部 和則
曾原茶屋区自治会	出口 孝次	新田 優里
曾原西自治会	青木 英三	丸山 政治
曾原浜区自治会	黒瀬 義樹	坂下 昭男
		松岡 創
南曾原自治会	田上 勝典	西出 吉行
曾原新田自治会	伊藤 進市	荒川 浩和
喜多村新田町自治会	安井 史郎	駒田 信夫
小津町自治会	伊藤 敬郎	久保 宏明
中道町自治会	大西 学	土佐川 弘之
		瀬古 秀樹
消防団	東出 真	坂下 隆昭
三雲南保育園 PTA	中田 穂高	
三雲南幼稚園 PTA	小林 由実	
天白小学校 PTA	玉置 竹志	
天白松寿会	田上 勝典	加藤 美和
身体障がい者福祉会	花井 忠和	
民生・児童委員協議会	竹田 敏也	太田 絹代
青少年健全育成協議会	瀬古 一彰	
食生活改善推進協議会	太田 百合子	西浦 順子
天白小学校	後藤 正和	川上 大介
天白公民館	野呂 美枝子	辻尾 真利子
天白マリン倶楽部	佐藤 和利	
碧川の自然・環境を守る会	朝倉 隆博	
いなずま会	伊藤 正利	
学識経験者	西村 理沙	